## 情報共有(修正案)

## 【条例素案(修正案)】

(情報の共有)

- 第○条 市は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供 し、市民との情報共有に努めなければならない。
- 2 執行機関は、市民参画および協働の実効性を確保するため、市民との情報の共有に 係る手法の整備を図らなければならない。

-(政策形成過程の透明化)

第○条 市は、市民に対し、市政に関する政策形成過程の情報を明らかにするよう努め

るものとする。

(情報公開)

第○条 市は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報の保護)

第〇条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の 保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の開示、訂正等を請求する市 民の権利について、適切な措置を講じなければならない。